

壬生町自殺対策計画



平成31（2019）年3月

壬生町

はじめに

平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となり、着実に成果を上げておりますが、自殺者数は毎年2万人を超えており、なお非常事態は続いています。



栃木県内の自殺者数は平成21（2009）年の630人をピークに年々減少しておりますが、平成29（2017）年の県内自殺者数は前年比11人増の393人（警察庁発表）でした。

本町においても過去5年間は5人から9人の自殺者がおり、働き盛りの自殺者数が多いなど深刻な状態が続いております。

そうした中「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28（2016）年に自殺対策基本法が改正され、市町においても「自殺対策計画」の策定が義務付けされたことを受け、本町においても、自殺対策基本法に基づき、「いのち支える栃木県自殺対策計画」に沿った「壬生町自殺対策計画」を策定いたしました。

今回策定した計画に基づき、町で実施すべき具体的な施策について検討を重ね、関係機関が連携して自殺対策に取り組んでいけるよう「生きる」を支えるまちづくり～誰も自殺に追い込まれることのない“みぶまち”の実現を目指して～を基本理念とし、町民一人ひとりを中心に、行政、関係機関等が一体となり、すべての命を大切に「生きる支援」ができる体制づくりを目指して参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「壬生町自殺対策策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成31（2019）年3月

壬生町長 小菅一弥

目次

第1章 計画策定の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	基本理念	2
5	基本目標	2
6	計画の数値目標	3

第2章 壬生町の自殺の状況と課題

1	町の現状	4
(1)	自殺者の状況	4
(2)	男女別自殺者の状況	5
(3)	年齢階級別自殺者の状況	6
(4)	有職者の自殺の状況	7
(5)	高齢者層の自殺の状況	7
(6)	支援が優先されるべき対象群	8
2	町の課題	9

第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考えかた

1	自殺の現状における共通認識	10
2	自殺対策の基本方針	10

第4章 自殺対策の取組

1	計画の体系	11
2	基本施策	12

第5章 自殺対策の推進体制

1	庁内における推進体制	16
2	関係機関等との連携体制	16
3	計画の進行管理	16

資料編

1	相談機関一覧	17
2	壬生町自殺対策計画策定スケジュール	19
3	壬生町自殺対策計画策定委員会設置要綱	20
4	壬生町自殺対策策定委員会名簿	22

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

県内の自殺者数は平成21（2009）年の630人をピークに年々減少しておりますが、平成29（2017）年の県内自殺者は前年比11人増の393人（警察庁発表）でした。

本町においても過去5年間は年間5人から9人の自殺者がおり、深刻な状態が続いております。また、近年は、全国的に健康問題や経済面での問題、家庭問題等から不安を抱える方が増えており、本町においても同様の状況であると考えられます。

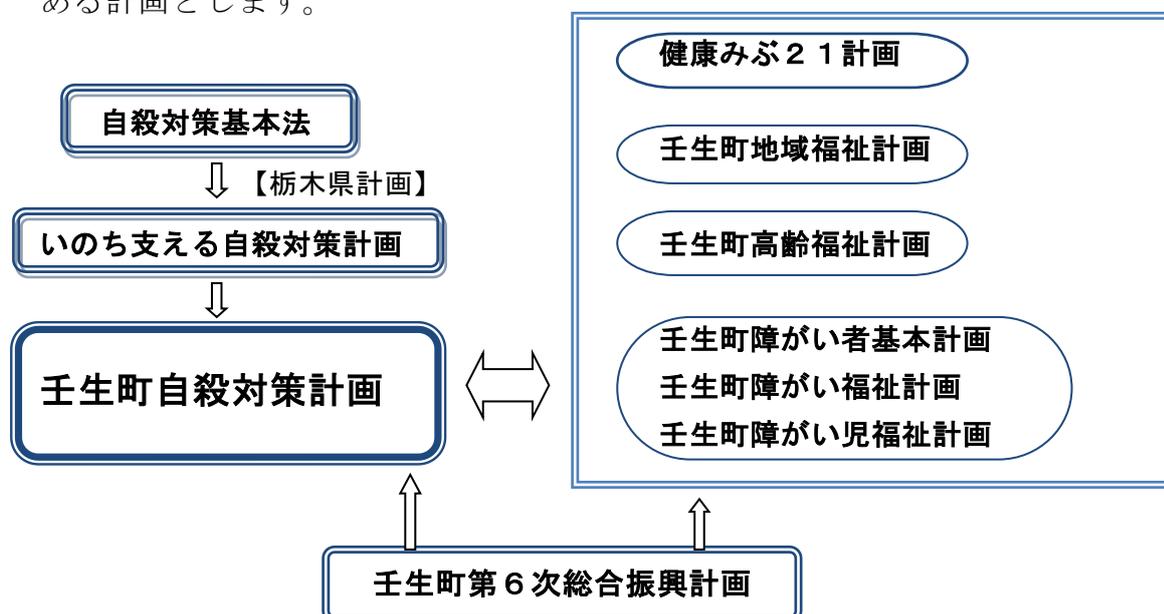
これ以上本町の自殺者数が増えないよう、町で実施すべき具体的な施策について検討を重ね、関係機関が連携し自殺対策に取り組んでいく必要があります。

本計画は、町で実施すべき施策を勧めるにあたり、関係機関と連携し、国の施策にあわせ、「誰も自殺に追い込まれることのない“みぶまち”」の実現を目指して「壬生町自殺対策計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の自殺対策に関わる関係団体等と連携し、町で実施すべき施策総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定するものです。

なお、本計画は、「いのち支える栃木県自殺対策計画」に沿った「壬生町自殺対策計画」であり、「健康みぶ21計画」、「第2期壬生町地域福祉計画」、「第7期壬生町高齢者保健福祉計画」、「壬生町障がい者基本計画及び第5期壬生町障がい福祉計画・第1期壬生町障がい児福祉計画」など関連する計画と整合性のある計画とします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から2023年までの5か年計画とします。なお、本計画策定後の社会状況の変化等に伴い、改定等の必要が生じた場合には、見直しを行う等、柔軟に対応することとします。

4. 基本理念

自殺対策を町全体の問題として、自殺を防止するとともに、町民一人ひとりを中心に、行政、関係機関等が一体となり、すべての命を大切に「生きる支援」ができる体制づくりを目指していきます。

「生きる」を支えるまちづくり

～誰も自殺に追い込まれることのない“みぶまち”の実現を目指して～

5. 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下の2つの基本目標を掲げ、計画の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ

★生きるために必要な力をつける

～生きることを促進する力をつける～

基本目標Ⅱ

★周囲の人達が気づき、

相談しやすい環境をつくる

～SOSに気づき、支え合う力をつける～

6. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、2025年までに自殺死亡率を2015年（平成27年）比で30%以上減少させることを目標にしており、本町においても同様の目標とします。

○自殺対策数値目標	平成27年 (2015年)	2023年
自殺死亡者数	8人	6人以下
自殺死亡率	20.2	15.0
対2015年比	100.0%	74.3%

*自殺死亡率・・・人口10万人あたりの自殺者数

(参考)

自殺死亡率が15.0以下に減少した場合、国立社会保障・人口問題研究所が発表している壬生町の推計人口（2020年：39,919人）を使用して算出すると、本町の自殺者数は6人以下となります。

☆統計データの留意事項☆

- 「人口動態統計」は、日本における日本人（日本国籍所有）を対象としています。
- 「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数を表しています。
- 本計画では、40歳未満を「若年層」、40歳から59歳までを「中高年層」、60歳以上を「高齢層」として、年代を区分しています。
- 過去5年間の地域の自殺の状況については、自殺総合対策推進センター★★「地域自殺実態プロファイル(2017)」のデータを使用しています。

★★自殺総合対策推進センター

自殺対策基本法に合わせ、平成18年10月に国立精神・神経センター精神保健研究所に「自殺予防総合対策センター」として設立され、社会情勢の動きに伴い、管轄が厚生労働省に移管されたのち、平成28年4月から、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化するために「自殺総合対策推進センター」に改組された組織です。

第2章 壬生町の自殺の状況と課題

1. 町の現状

(1) 自殺者の状況

平成21（2009）年からの状況をみると、本町における自殺者数は、平成23（2011）年の15名が最も多く、その他の年は5名～9名の自殺者数で推移しております。

また、平成28（2016）年の自殺死亡率でみると、国・県よりも高い数値を示しております。（図1、図2）

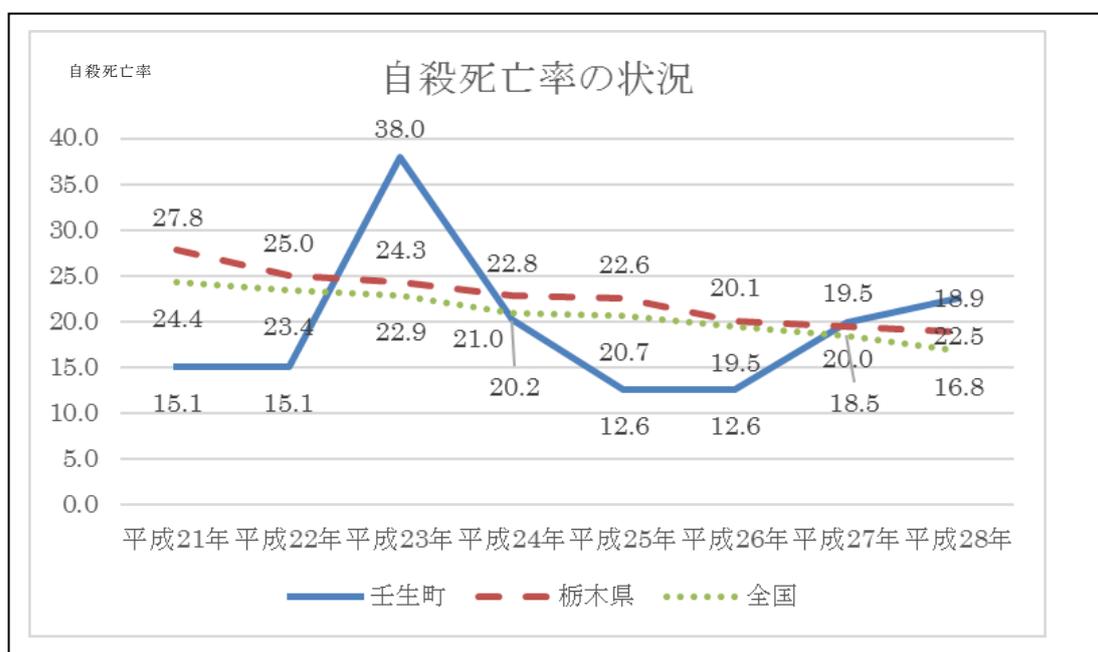
図1 自殺者数の状況

(人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
壬生町	自殺者数	6	6	15	8	5	5	8	9
	自殺死亡率	15.1	15.1	38.0	20.2	12.6	12.6	20.0	22.5
栃木県	自殺者数	549	495	479	449	444	392	379	366
	自殺死亡率	27.8	25.0	24.3	22.8	22.6	20.1	19.5	18.9
全国	自殺者数	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017
	自殺死亡率	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8

資料：厚生労働省「人口動態統計」（全国・栃木県）・栃木県保健統計年報（壬生町）

図2 自殺死亡率

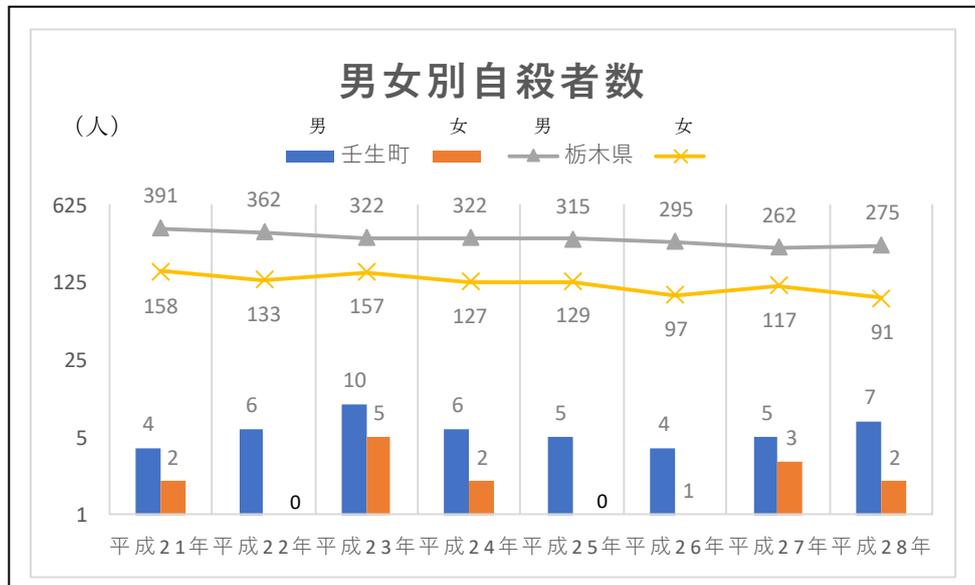


資料：厚生労働省「人口動態統計」（全国・栃木県）・栃木県保健統計年報（壬生町）

(2) 男女別自殺者の状況

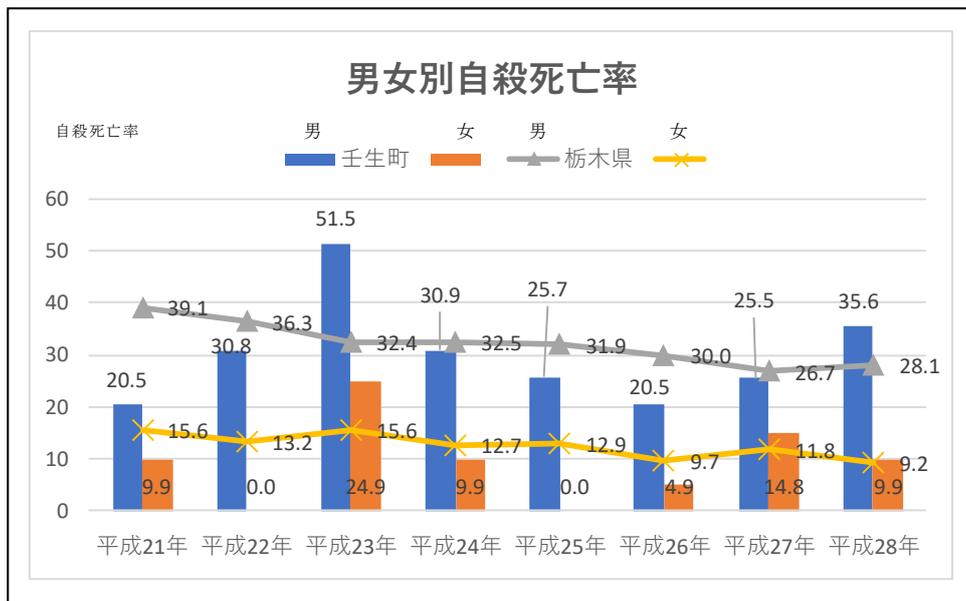
男女別の自殺者の状況では、県の状況と同様、男性が女性の約2倍以上の状況が続いております。(図3、図4)

図3 男女別自殺者数の状況



資料: 栃木県保健統計年報

図4 男女別自殺死亡率の状況



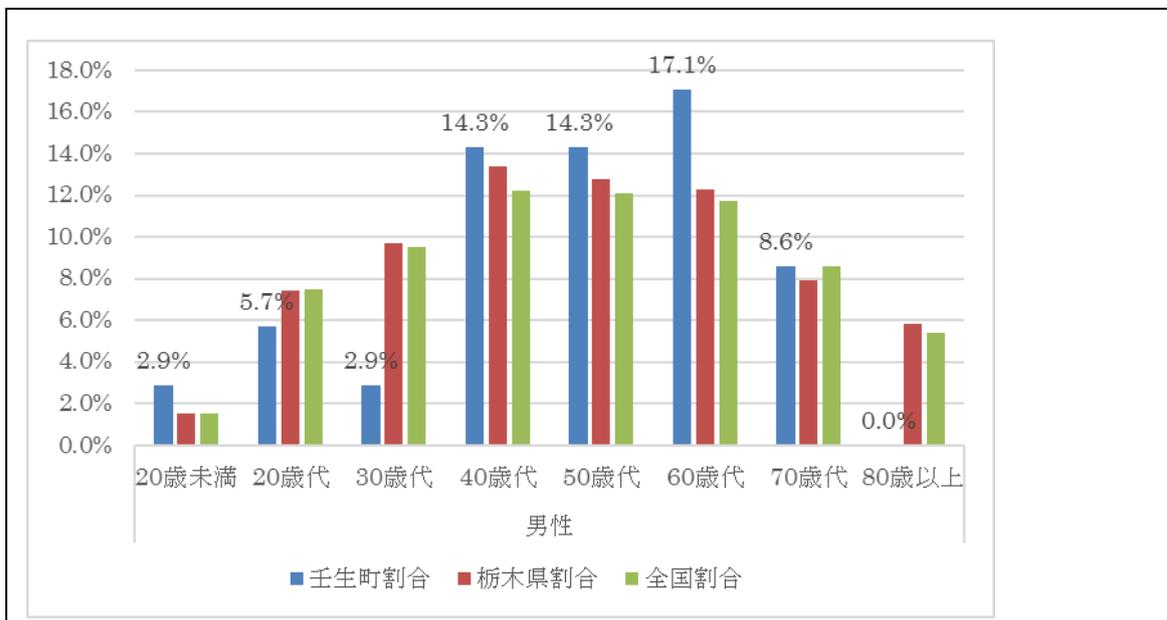
資料: 栃木県保健統計年報

(3) 年齢階級別自殺者の状況

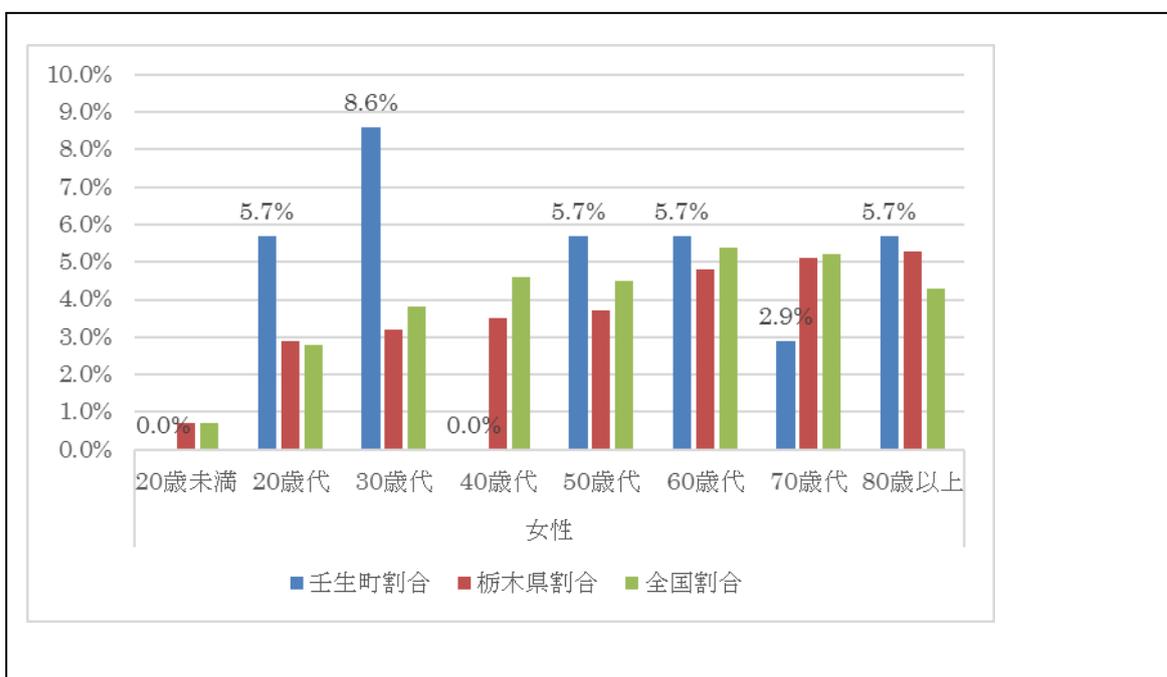
過去5年の年齢階級別の自殺者の状況をみると、男性では40歳代から60歳代の自殺者の割合が高く、女性では20歳代から30歳代の自殺者の割合が高い状況となっております。(図5)

図5 年齢階級別自殺者の状況 (平成24年～28年自殺死亡率の平均)

【男性】



【女性】



資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

(4) 有職者の自殺の状況

過去5年の有職自殺者の職業の割合を国・県と比較すると、本町では、自営業・家族従業者の割合が高い状況となっております。(表1)

表1 有職自殺者の職業の内訳 (平成24年～28年合計)

職業	壬生町割合 (自殺者数)	栃木県割合	全国割合
自営業・家族従業者	52.9% (9人)	21.2%	21.4%
被雇用者・勤め人	47.1% (8人)	78.8%	78.6%
合計	100.0% (17人)	100.0%	100.0%

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

(5) 高齢者層の自殺の状況

高齢者層の自殺者の同居人の有無の割合をみると、国・県・本町ともに、どの年代においても単身よりも同居のほうが自殺者数の割合が高い状況ですが、本町の60歳代の男性の単身と70歳代以上の女性の単身の割合においては、国・県と比べて高い状況となっております。(表2)

表2 60歳以上の自殺者の同居人の有無 (平成24年～28年合計)

性別	年齢階級	壬生町割合		栃木県割合		全国割合	
		同居	単身	同居	単身	同居	単身
男性	60歳代	21.4%	21.4%	21.2%	8.5%	18.1%	10.7%
	70歳代	21.4%	0.0%	14.1%	5.1%	15.2%	6.0%
	80歳以上	0.0%	0.0%	11.8%	2.3%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	14.3%	0.0%	9.5%	2.2%	10.0%	3.3%
	70歳代	0.0%	7.1%	10.3%	2.1%	9.1%	3.7%
	80歳以上	7.1%	7.1%	10.7%	2.2%	7.4%	3.2%
合計		100%		100%		100%	

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

(6) 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、平成24～28年の5年間に於いて自殺者数の多い上位5区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。

本町では、この上位5区分が、特に支援が優先されるべき対象群となっております。(表3)

表3 壬生町の主な自殺の特徴 (平成24～28年合計)

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の 危機経路※2
1位: 男性40～59歳有職同居	7	20.0%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位: 女性20～39歳無職同居	4	11.4%	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位: 男性60歳以上有職同居	4	11.4%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位: 男性60歳以上無職独居	3	8.6%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位: 男性20～39歳有職同居	3	8.6%	職場の人間関係や仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

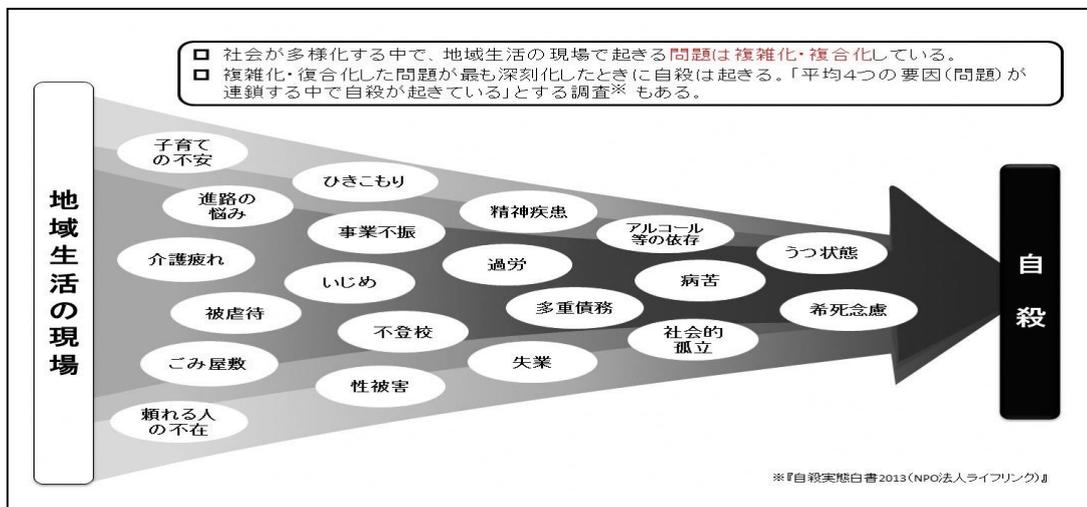
資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順です。

※2 「自殺の背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013※3 (ライフリンク) を参考にしました。

※3 「声なき声」に耳を傾ける自殺実態1000人調査、自殺統計(警察統計)をもとにNPO法人ライフリンクが作成したものです。

【参考】 自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省)



資料: 厚生労働省「市町村自殺対策計画策定手引」(抜粋)

2 町の課題

本町における自殺者の状況をみると、自殺死亡率では、平成27（2015）年・28（2016）年と、全国・栃木県よりも高い数値を示しており、男女別でみると、栃木県の状況と同様に、男性が女性の約2倍以上の死亡者数を示しており、年齢階級別では、男性は60歳代の、女性は30歳代の自殺者の割合が高い状況です。

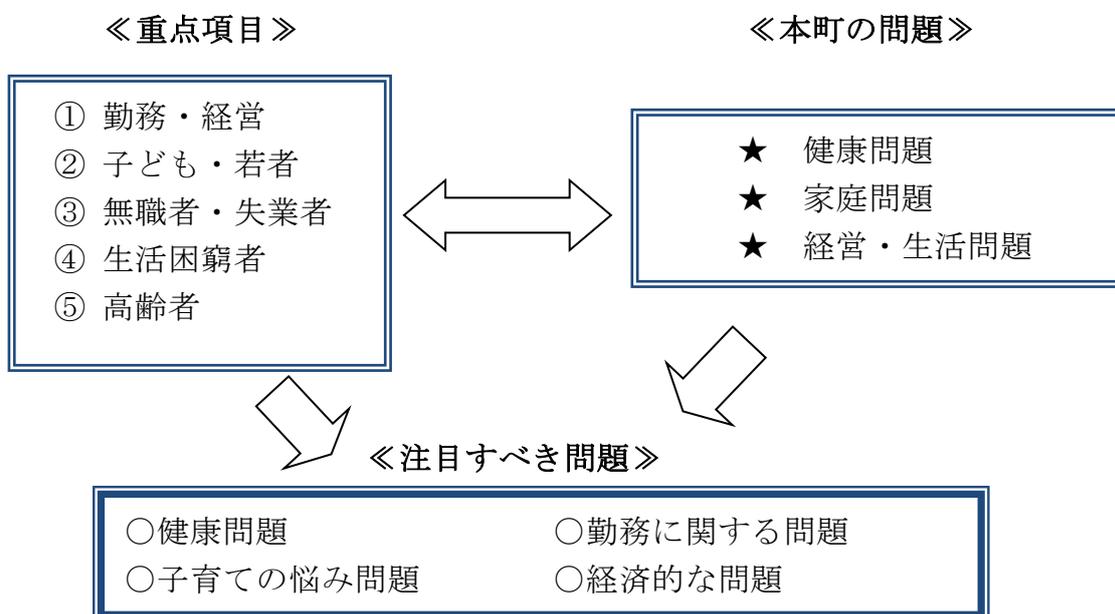
自殺総合対策推進センターの分析から、平成24～28年の5年間において自殺者数の多い上位5区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されており、本町においては、『男性40～59歳有職・家族同居』の割合が最も上位で、次いで、『女性20～39歳無職・家族同居』の割合と『男性60歳以上有職・同居の割合』が高い状況でした。

これらの状況から、本町において、自殺総合対策推進センター分析の地域自殺実態プロファイル（2017）から推奨される重点項目としては、①勤務・経営、②子ども・若者、③無職者・失業者、④生活困窮者、⑤高齢者となっております。

表3の背景にある主な自殺の危機経路については、自殺実態白書を参考に分析されていますが、本町における平成21（2009）年から平成27（2015）年の自殺の原因・動機についての自殺総合対策推進センター基礎資料からは、**★健康問題**、**★家庭問題**、**★経済・生活問題**の数値が高い状況でした。

以上のことから、自殺は様々な要因が連鎖する中でおきていることを念頭に、重点項目と本町の問題を分析した結果、表4の注目すべき問題、○健康問題、○勤務に関する問題、○子育ての悩み問題、○経済的な問題等の支援を、町・地域・関係機関等が連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進する必要があります。

表4 本町の自殺者の背景の分析



第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考えかた

本町では、「いのち支える栃木県自殺対策計画」の共通認識や、自殺総合対策大綱に掲げている5つの基本方針に基づいて、本町の基本理念である「生きるを支えるまちづくり」を目指し、本町に合った自殺対策に取り組んでいきます。

1. 自殺の現状における共通認識

- (1) 自殺は誰にでも起こりうる身近な問題である
- (2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- (3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である
- (4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

2. 自殺対策の基本方針

- (1) 「生きることの包括的な支援」として推進します
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開します
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます
- (4) 実践と啓発を両輪として推進します
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します



第4章 自殺対策の取組

1. 計画の体系

基本理念

「誰もが自殺に追い込まれることのない『みぶまち』を目指して」

「生きる」を支えるまちづくり

基本目標

- ★ 生きるために必要な力をつける
- ★ 周囲の人達が気づき、相談しやすい環境をつくる

基本施策

- (1) 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (2) 自殺対策を支える人材の育成と相談窓口の充実を図る
- (3) こころとからだの健康づくりを推進する
- (4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう体制の充実を図る
- (5) 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する
- (6) 勤務問題に関わる自殺対策を推進する
- (7) 高齢者の自殺対策を推進する
- (8) 生活困窮自立支援事業等関係機関との連携強化を図る

2. 基本施策

(1) 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す

・自殺の問題は、誰にでも起きる身近な問題であること、命や暮らしの危機に陥った時には、誰かに援助を求めることが適切であることの理解の促進を図る必要があります。

町民一人ひとりが自殺の状況や生きることの支援、命の大切さを理解し、また地域においての「生きることの支援」の重要性を理解し、身近に起きる問題であることを認識したうえで、自らの心の不調や、まわりの人の心の不調に気づき、適切な相談支援に繋がるよう普及啓発を展開します。

《主な対策事業》

- ◎ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発
- ◎ 相談機関一覧ホームページ掲載
- ◎ 人権擁護啓発事業
- ◎ いじめ防止啓発事業

(2) 自殺対策を支える人材の育成と相談窓口の充実を図る

・自殺問題は様々な要因があり、様々な分野の、様々な支援者が必要です。本町においては、行政のみならず、地域・医療・福祉など各分野において、常に連携し、情報を共有し適切な相談に繋がるよう連携体制の強化を図ります。

町民が命や暮らしの危機に陥った時に、すぐに相談できるよう、窓口を広く周知します。

また、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き必要に応じ専門家に繋ぐなどして、見守る「ゲートキーパー」の育成に努めます。

《主な対策事業》

- ◎ ゲートキーパー養成講座事業
- ◎ 男女共同参画推進事業
- ◎ 自立支援協議会
- ◎ 包括的支援事業
- ◎ 傾聴サロン「こらっせ」の運営

(3) こころとからだの健康づくりを推進する

・本町では、健康づくり宣言事業として、健康づくりに取り組んでいる団体等に認定証を交付する事業を展開しています。からだの健康だけでなく、こころの健康についても更なる取組を進め、地域で活動する各種団体の支援に努めます。

また、町民に対して、こころの問題に関する正しい知識と普及啓発に取り組めます。

《主な対策事業》

- ◎ こころとからだの健康相談事業
- ◎ メンタルヘルスカウンセリング事業
- ◎ ワークバランス推進事業
- ◎ 自治会振興事業
- ◎ 健康長寿のまちづくり推進事業

(4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう体制の充実を図る

・住民から自殺関係を含む、心の健康に関する相談を受けた際には、庁内のどの部署で受けた相談であっても、適切な支援に繋がるよう、体制を整えていきます。

また、自立支援医療や、福祉サービスを利用しているなど、すでに支援に繋がっている場合でも、本人のわずかな変化を見逃さず、引き続き適切な支援が継続できるよう、関係機関の緊密な支援体制をさらに充実していきます。

《主な対策事業》

- ◎ 相談支援連絡会
- ◎ 包括支援センター（にじいろ）
- ◎ 全戸訪問事業
- ◎ 産後うつ対策事業
- ◎ 発達支援サポート事業

(5) 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する

・子ども・若者は様々な要因で不安を抱えています。不安や悩みを抱えたときにそれぞれの置かれた状況に沿った支援をすることが重要です。

それには、家庭・学校・地域等それぞれの分野で、こころの健康づくりに関する教育や仲間づくり、SOSの出し方の教育の推進、子育てに関する問題への支援、ひきこもりに関する相談支援等の体制づくりをこれまで以上に関係機関と連携し充実させていきます。

《主な対策事業》

- ◎ 自殺対策講演会
- ◎ 不登校改善プロジェクトチーム会議の実施
- ◎ いじめ防止啓発対策
- ◎ ひきこもり対策支援事業
- ◎ 児童虐待対策事業

(6) 勤務問題に関わる自殺対策を推進する

・職場における様々なストレスなどから生じる労働者の健康問題や労働環境などから生じる経済的な問題など、勤務問題に関わる自殺対策については、多様化しています。労働者のメンタルヘルス対策は、それぞれの問題に対し、関係機関と情報共有を図り、適切な相談体制を整えていきます。

また、自営業等の経営者の支援については、特に商工会等関係機関とも連携し、メンタルヘルス対策に必要な支援体制を図ります。

《主な対策事業》

- ◎ 巡回訪問による定期的な相談事業
- ◎ ストレスチェック
- ◎ メンタルヘルス講座
- ◎ ワークライフバランスの推進
- ◎ パワーハラスメント防止講座

(7) 高齢者の自殺対策を推進する

・高齢者の自殺は、健康問題や社会的役割の喪失、人間関係の希薄、介護疲れからのうつ状態などが要因とされています。

高齢者が孤立しないなど、高齢者の相談窓口を充実させ、見守り等の支援体制の更なる強化を図ります。

《主な対策事業》

- ◎ 包括的支援事業
- ◎ 高齢者見守りネットワーク事業
- ◎ お達者サロン運営事業
- ◎ 地域支え合い推進事業
- ◎ 認知症サポート事業

(8) 生活困窮自立支援事業等関係機関との連携強化を図る

・自殺の要因の中で、職場の問題、経済的問題、DVによる離婚などから精神的に不安定となり、問題をかかえて生活している方が多くなっています。

自殺に関する相談ではなく、それぞれが抱えた問題に対する相談が命に関する相談に繋がる可能性も高く、常に関係機関と緊密な連携をとり、必要に応じ、適切な相談支援に繋げていきます。

《主な対策事業》

- ◎ 相談員配置事業
- ◎ 生活困窮者自立相談支援員配置事業
- ◎ 消費生活センター運営事業
- ◎ 心配ごと相談事業
- ◎ 日常生活支援事業（あすてらす）
- ◎ 資金貸付事業

第5章 自殺対策の推進体制

1 庁内における推進体制

自殺予防に関する対策について、庁内の関係部署が情報共有を図り、共通認識のもと、各事業を着実に取り組むために、関係部署との連絡会議や検討会議を開催し、計画の推進を図ります。

2 関係機関等との連携体制

保健・福祉・医療等の関係機関及び、警察や民間団体、地区組織とも連携を図り、町全体で自殺予防対策を推進します。

3 計画の進行管理

本計画は、町長をトップに全庁的に取り組む計画であり、実効性を高めるため、PDCAサイクルを通じて施策や取組の効果等を検証し、社会状況等の変化も踏まえつつ、必要に応じ取組等を改善し、事業を展開していきます。



資料編

1 相談機関一覧

区分	名称	相談機関 (開催場所)	相談時間 (日時予約等)	事業概要等	問合せ又は連絡先			
					名称	TEL番号	F	所在地
か 健康 たの	健康相談	壬生町健康福祉課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	一般的な健康に関する相談・生活習慣病に対する健康・栄養相談等	壬生町健康福祉課	0282-81-1885	321-0292	壬生町通町12-22
		栃木県 栃木健康福祉センター	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	一般的な健康に関する相談・難病等病態別生活相談等	栃木県 栃木健康福祉センター	0282-22-4121	328-8504	栃木市神田町6-6
こ こ ろ の 健 康	こころの健康相談	壬生町健康福祉課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	気分が沈む、不安、やる気が出ない、眠れないなどうつ病が心配な方とその家族に対する相談	壬生町健康福祉課	0282-81-1885	321-0292	壬生町通町12-22
	精神保健福祉相談	栃木県 栃木健康福祉センター	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分 専門医等相談は年10回程度	引きこもり、眠れない、イライラ、対人関係がうまくいかない、家族についての悩み等、心の悩みや心配ごと等についての相談	栃木県 栃木健康福祉センター	0282-22-4121	328-8504	栃木市神田町6-6
		栃木県 精神保健福祉センター	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分		栃木県 精神保健福祉センター	028-673-8785	329-1104	宇都宮市下岡本町 2145-13
	こころのダイヤル		専門相談員 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時 精神科医 第2・4水曜日 午前9時30分～午前11時30分	こころの悩みに関する電話相談	こころのダイヤル	028-673-8341	-	-
	栃木いのちの電話		24時間、365日	悩みを聴き、相談者が危機を乗り越えて自らの力で生きていけるよう電話を通して援助	栃木いのちの電話	028-643-7830	-	-
足利いのちの電話		毎日 午後3時～午後9時		足利いのちの電話	0284-44-0783	-	-	
医 療	精神科救急医療相談電話		月～金、午後5時～午後10時 土日祝日(年末年始含む): 午前10時～午後10時	夜間、土日祝日の電話による緊急的な精神医療相談	栃木県 精神保健福祉センター	0570-666-990 (精神科救急医療 相談電話)	-	-
心 配 ご と	心配ごと相談所	壬生町 保健福祉センター	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	相談員による町民の心配ごと相談	壬生町 社会福祉協議会	0282-82-7899	321-0214	壬生町大字壬生甲 3843-1
育 児 ・ 思 春 期 等	子育ての相談	壬生町こども未来課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	保健師による子育て相談	壬生町こども未来課	0282-81-1887	321-0292	壬生町通町12-22
	発達・ 思春期 相談	栃木県 県南健康福祉センター	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	発達に関する心配・思春期における不安等についての相談	栃木県 県南健康福祉センター	0285-22-0488	323-0811	小山市犬塚3-1-1
	児童家庭支援センター にここ広場	済生会宇都宮 乳児院内	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	子ども、家族および学校等に関する悩み相談	児童家庭支援センター にここ広場	028-623-4152	321-0974	宇都宮市竹林町945-1
	児童家庭支援センター ちゅうりっぷ	社会福祉法人 養徳園内	毎日午前8時30分～午後5時15分	育児、養育、虐待、いじめ、不登校、非行、ショートステイ、里親などの相談	児童家庭支援センター ちゅうりっぷ	028-686-2220	329-1412	さくら市喜連川1025
い じ め ・ 家 庭 問 題	子育ての悩み相談	壬生町こども未来課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	児童の問題・家庭内の問題等についての相談	壬生町こども未来課	0282-81-1887	321-0292	壬生町通町12-22
	ひとり親家庭相談	壬生町こども未来課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	ひとり親家庭の生活の安定と向上に必要な相談、支援	壬生町こども未来課	0282-81-1831	321-0292	壬生町通町12-22
	青少年悩み事相談	壬生町健康福祉課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	青少年に関する非行・悩み事電話相談、来所相談	壬生町健康福祉課	0282-81-1885	321-0292	壬生町通町12-22
	教育相談	壬生町嘉陽が丘 ふれあい広場	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	子ども、保護者の教育に関する電話相談・面接相談	壬生町教育相談室	0282-82-4114	321-0236	壬生町大字上福業 1056-8
	いじめ、不登校等 対策チーム	栃木県教育委員会事務 局下都賀教育事務所	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	いじめや不登校など、学校生活における諸問題についての相談等	栃木県教育委員会事務局 下都賀教育事務所	0282-23-3782 (専用)	328-8504	栃木市神田町6-6
	児童相談	栃木県 県南児童相談所	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	養護、保健、障害、非行、育成相談等	栃木県 県南児童相談所	0282-24-6121	328-0042	栃木市沼和田町17-22
	テレホン児童相談	栃木県	午前9時～午後8時(無休)	お子さんについての悩みや、子ども本人からの悩みごと相談	栃木県	028-665-7788	-	-
	いじめ相談 さわやかテレホン	栃木県教育委員会	毎日 24時間	(児童生徒専用) いじめや不登校、その他学校生活などに関する相談 メール相談HP ホットほっとメール相談 検索	栃木県 教育委員会	028-665-9999 全国共通ダイヤル 0120-0-78310	-	-
	家庭教育 ホットライン	栃木県教育委員会	月～金、午前8時30分～午後9時30分 土、午前8時30分～午後5時30分 ※ただし、上記時間外と日曜日・祝日・年末年始は留守番電話・FAX対応	(保護者専用) 子育てでしつけなど家庭教育に関する相談 メール相談HP ホットほっとメール相談 検索	栃木県 教育委員会	028-665-7867	-	-
	子どもの人権110番		月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	子どもをめぐるさまざまな人権問題についての相談	宇都宮地方事務局	0120-007-110	-	-
ひとり親家庭 生活相談	母子家庭等就業・ 自立支援センター	火～日曜日(月曜・祝日・年末年始除く) 午前9時00分～午後4時30分	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父を対象に、生活・福祉全般に関する相談	母子家庭等就業・ 自立支援センター	028-665-7801	320-0071	宇都宮市野沢町4-1(パル ティとちぎ男女共同参画セ ンター内)	
福 祉	福祉サービス 利用相談	壬生町健康福祉課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	福祉サービス利用相談	壬生町健康福祉課	0282-81-1829	321-0292	壬生町通町12-22
	生活保護	壬生町健康福祉課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	生活保護に関する相談	壬生町健康福祉課	0282-81-1883	321-0292	壬生町通町12-22
	障害者のための相談	あるしえん	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時30分～午後5時30分	障がい福祉サービスに関する相談	あるしえん	0282-86-7665	321-0206	壬生町あけぼの町5-6
高 齢 者 若 年 層	認知症の方と家族 のための電話相談	とちぎ福祉プラザ内	月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 午後1時30分～午後4時 ※毎月第4水曜は来所相談にも応じています。 毎週土曜日午後1時30分～午後4時	認知症の方や、その家族の方の抱える悩みごとなどに関する相談 若年性認知症の電話相談	(公社)認知症の人と 家族の会栃木県支部	028-666-5166 (電話相談専用)	320-0072	(事務局) 宇都宮市若草1-10-6とち ぎ福祉プラザ内

発行 壬生町・栃木健康福祉センター 平成30年度版

区分	名称	相談機関 (開催場所)	相談時間 (日時予約等)	事業概要等	問合せ又は連絡先			
					名称	TEL番号	FAX	所在地
多重債務	多重債務相談	壬生町消費生活センター	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時00分～午後4時00分	多重債務に関する相談 (消費生活に関する相談)	壬生町消費生活センター	0282-82-1106	321-0292	壬生町通町12-22
		栃木県消費生活センター	月～土曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時 ※面談は予約制		栃木県消費生活センター	028-625-2227	320-8501	宇都宮市塩田1-1-20 県庁本館7階
	多重債務相談センター	栃木県弁護士会	月～金曜日(祝休日、お盆、年末年始除く) 午前10時30分～正午 午後1時～午後4時30分	多重債務者の法的救済等を目的として多重債務に関する無料法律相談や、委任弁護士の紹介等	栃木県弁護士会	028-689-9001	320-0845	宇都宮市明保野町1-6
金融に関する	経営相談	壬生町商工会	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	経営革新、創業、融資等の企業経営に関する全般的な相談	壬生町商工会	0282-82-0475	321-0228	壬生町大師町3-13
	消費者相談	栃木県弁護士会	毎月第3土曜日 (祝休日、その他の場合に変更・中止あり) 午前10時～正午	悪徳商法、多重債務、その他消費者問題全般	栃木県弁護士会	028-689-9001	320-0845	宇都宮市明保野町1-6
就職・労働	働く人のメンタルヘルス相談	栃木県	偶数月第2金曜日 午後1時30分～午後4時30分※要予約	産業カウンセラーによる、職場でストレスやメンタルヘルス不調を抱えている方、そのご家族や会社の上司・同僚の方からの相談				
	労働相談	小山労政事務所	月～金(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	労働者及び使用者からの労働問題全般に関する悩みや疑問について	栃木県小山労政事務所	0285-22-4032	323-0811	小山市犬塚3-1-1
	とちぎジョブモール巡回相談	とちぎジョブモール(開催場所: 栃木県庁 小山庁舎外)	原則毎月第2木曜日 午後1時～午後4時 ※要予約	就労に関する相談 (総合相談・キャリアカウンセリング)				
	就職に関する相談	栃木公共職業安定所(ハローワーク栃木)	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	就職に関する相談等	栃木公共職業安定所(ハローワーク栃木)	0282-22-4135	328-0032	栃木市神田町8-5
	母子家庭等の就業・自立支援相談	母子家庭等就業・自立支援センター	火～日曜日(月曜、祝日、年末年始除く) 午前9時～午後4時30分	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、就業等に関する相談・情報提供・無料職業あっせんを実施	母子家庭等就業・自立支援センター	028-665-7801	320-0071	宇都宮市野沢町4-1(パルティとちぎ男女共同参画センター内)
人権	人権擁護委員による人権相談	壬生町人権擁護委員協議会(開催場所: 壬生町保健福祉センター外)	毎月第3木曜日 午後1時30分～午後4時	人権に関する相談	壬生町人権擁護委員協議会	0282-81-1826	321-0292	壬生町通町12-22
	人権相談	宇都宮地方方法務局(栃木支局でも可能)	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	人権に関する相談 インターネット相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html モバイル人権相談 https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html	宇都宮地方方法務局	0570-003-110	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11
女性	婦人相談	壬生町こども未来課	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	DV、女性の悩みなど婦人相談全般に関する相談	壬生町こども未来課	0282-81-1831	321-0292	壬生町通町12-22
	女性のための一般相談	とちぎ男女共同参画センター	《電話相談》 月～日曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時 《面接相談》※要予約 火～日曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	夫婦・家族・子育て・介護等に関する一般的な相談	とちぎ男女共同参画センター相談ルーム	028-665-8720	320-0071	宇都宮市野沢町4-1
	配偶者暴力(DV)相談	とちぎ男女共同参画センター	《電話相談》 月～金曜日 午前9時～午後8時 土、日曜日 午前9時～午後4時 (祝休日、年末年始除く) 《面接相談》※要予約 火～日曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	配偶者間の暴力に関する相談	とちぎ男女共同参画センター相談ルーム	028-665-8720	320-0071	宇都宮市野沢町4-1
	女性の人権ホットライン		月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談	宇都宮地方方法務局	0570-070-810	-	-
	認定NPO法人 ウィメンズハウスとちぎ		月～金曜日 午前9時～午後5時	女性への暴力に関する相談	認定NPO法人ウィメンズハウスとちぎ	028-621-9993	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	認定NPO法人 サバイバルネット・ライフ		月・火・木・金(祝休日、年末年始除く) 午前10時～午後4時	DVなど女性への暴力に関する相談	認定NPO法人サバイバルネット・ライフ	0285-24-5192	323-0827	小山市神島谷931-3 小山市役所神島谷庁舎2階
生活安全	警察安全相談	栃木警察署	-	犯罪等による被害の未然防止等に関する相談	栃木警察署	0282-25-0110	328-0075	栃木市森森町40-14
	県民相談室		24時間	犯罪等による被害の未然防止等に関する相談				
	性犯罪被害者相談電話	栃木県警察本部	平日(月～金曜日) 午前9時～午後5時30分	性犯罪被害に関する相談	栃木県警察本部	#9110(028-627-9110) #5103(028-625-2070)	320-8510	宇都宮市塩田1-1-20
	ヤングテレホン		月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	少年に関する悩みや困りごと相談		0120-87-4152		
被害者等相談室	宇都宮地方検察庁	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※夜間・休日でも伝言やFAXでの利用可	犯罪被害者等からの刑事事件に関する相談	宇都宮地方検察庁	028-623-6790 (専用・FAX兼用)	320-0036	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方検察庁合同庁舎	
被害者支援センターとちぎ	公益社団法人被害者支援センターとちぎ	月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前10時～午後4時	犯罪被害等に関する支援	公益社団法人被害者支援センターとちぎ	028-643-3940 (専用)	320-0043	宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館2F	
専門相談	薬物特定相談		原則毎月第3水曜日 午後2時～午後4時、事前予約制	覚醒剤等違法薬物及び処方薬等、薬物全般への依存についての相談				
	繰り返す自傷未遂者及び家族等特定相談	栃木県精神保健福祉センター	原則毎月第2水曜日 午後、事前予約制	リストカット、過量服薬などに関する相談	栃木県精神保健福祉センター	028-673-8785	329-1104	宇都宮市下岡本町2145-13
	自死遺族特定相談		原則毎月第3水曜日 午後、事前予約制	自死遺族についてのこころの相談				
	法律相談	母子家庭等就業・自立支援センター	火～日曜日(月曜、祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時30分 ※予約制 法律相談は、原則第2・4水曜日午前中 経営相談は随時	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、弁護士による養育費等に関する法律相談と企業診断士による起業相談を実施	母子家庭等就業・自立支援センター	028-665-7801	320-0071	宇都宮市野沢町4-1(とちぎ男女共同参画センター内)
	有料法律相談	小山市立生涯学習センター	毎月第1土曜日(祝日除く) 受付: 午前10時～正午 ※要予約					
		栃木商工会議所	毎月第3土曜日(祝日除く) 受付: 午前10時～正午 ※要予約					
	弁護士相談	栃木県暴力追放県民センター	毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分	暴力団からの民事介入でお困りの方への弁護士相談	栃木県暴力追放県民センター	028-627-2600 (専用)	320-0032	宇都宮市昭和3-2-8 しもつけ会館内
	栃木県司法書士会総合相談センター 都宮会場	《面接相談》(要予約) 毎週土曜日(祝休日除く) 午前10時～午後3時 《電話相談》 毎週土曜日(祝休日除く) 午前10時～午後3時 相談専用電話029-651-5008	多重債務整理・自己破産・個人再生等無料法律相談	栃木県司法書士会	028-614-1122 (予約電話)	320-0848	宇都宮市幸町1-4	
	栃木県司法書士会総合相談センター 小山会場	《面接相談》(要予約) 毎月第3土曜日(祝休日除く) 午前10時～午後3時						
	法テラス 栃木	午前9時～正午、午後1時～午後4時 (土日、祝休日、年末年始除く) ※ただし、サポートダイヤルは 平日: 午前9時～午後9時 土曜: 午前9時～午後5時	電話もしくは面談による法的トラブルの解決に役立つ情報の提供。経済的に余裕のない方を対象とする無料法律相談等も実施	日本司法支援センター 栃木地方事務所(法テラス栃木)	0503383-5395 (栃木地方事務所) 0570-078374 (予約ダイヤル)	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NII 2F	

2 壬生町自殺対策計画 策定スケジュール

年月日	項目	主な内容
平成30（2018）年 9月末～10月上旬	○策定のための関係部 署取組事業等聞き取り	○庁内関係部局・商工会等関 係機関の現状の取組事業の 聞き取り
平成30（2018）年 10月24日	○第1回壬生町自殺対 策計画策定委員会	○委嘱状交付 ○壬生町自殺対策計画（素 案）について ○今後のスケジュール等に ついて
平成30（2018）年 12月3日 ～平成31（2019）年 1月11日	○パブリックコメント	○計画案に対する町民の意 見の募集
平成31（2019）年 2月27日	○第2回壬生町自殺対 策計画策定委員会	○パブリックコメントの結 果について ○壬生町自殺対策計画（案） について

3 壬生町自殺対策計画策定委員会設置要綱

〔平成30年 8月22日〕
告示第82号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、壬生町自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定するため、壬生町自殺対策計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員の数は、10名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

制定文 抄

平成30年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

番号	団体名等
1	壬生町医師会の代表者
2	壬生町自治会連合会の代表者
3	壬生町民生委員児童委員協議会の代表者
4	壬生町小中学校校長会の代表者
5	獨協医科大学病院の代表者（精神保健福祉士）
6	壬生町議会教育民生常任委員会の代表者
7	県南健康福祉センターの代表者
8	栃木健康福祉センターの代表者
9	民生部長
10	その他町長が必要と認める者

4. 自殺対策策定委員会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	壬生町医師会 理事	橋本 徹	委員長
2	壬生町自治会連合会 会長	大西 良雄	
3	壬生町民生委員児童委員協議会 会長	大橋 信行	
4	壬生町小中学校校長会 会長	田中 利文	
5	獨協医科大学病院 地域連携・患者サポートセンター 医療福祉相談部門・副室長	橋本 富美子	副委員長
6	壬生町議会教育民生常任委員会 委員長	田村 正敏	
7	県南健康福祉センター 主査（保健師）	片根 明子	
8	栃木健康福祉センター 所長補佐（保健師）	根本 徳子	
9	民生部長	神長 利雄	

壬生町自殺対策計画

平成31（2019）年3月

壬生町 民生部 健康福祉課 健康増進係
〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町12-22

TEL 0282-81-1885

FAX 0282-81-1121

<http://www.town.mibu.tochigi.jp>